

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正案についてのご意見等及びご意見等に対する考え方

	該当箇所	ご意見等	ご意見等に対する考え方
1	第2条第1項	「個人情報」の定義について、例えば、「口座番号」のみ、若しくは、「口座番号」と「住所等の項目」(氏名はない)の場合に、個人を特定できる環境は金融機関の社内システム環境に限定されており、社外環境においては検索不可能であったとしても「個人情報」に該当するのか。	<p>社内において、通常の業務における一般的な方法で個人を識別する他の情報との容易な照合が可能な状態であれば、社外環境において検索不可能であっても個人情報に該当します。</p> <p>(考え方:個人情報保護法¹第2条第1項において、「個人情報」が定義されており、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができる」ものであれば、その情報全体を個人情報と捉えることになっています。</p> <p>したがって、断片的な情報あるいは単体の情報を取り出して個人情報に該当するかどうかを判断することは困難であり、個人が識別された場合は、当該記述を含む情報群が生存する個人に関するものである限り、この情報群全体が個人情報となります。</p> <p>つまり、氏名、生年月日等の、一般的に個人識別性を有すると考える情報のみならず、口座番号・取引履歴や、職業</p>

¹ ご意見に対する回答中、以下の略称を用いていることがある。

法：個人情報の保護に関する法律、令：個人情報保護の保護に関する法律施行令、ガイドライン：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、実務指針：金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針、Q&A：金融機関における個人情報保護に関するQ&A

			等の個人の属性もいずれも当該情報群に含まれる限り、個人情報となります。)
2	第2条第1項	<p>「氏名」は同姓同名の別人の可能性があるため、必ずしも単独では個人を特定できるものではないことから、他の情報と照合し特定の個人を識別することができた場合、個人情報に当たると理解でよいか。</p> <p>また、住所、電話番号について、住所または電話番号の表示のみで、かつ、特定の個人を識別することができなければ、個人情報に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>「個人情報」は、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」(個人情報保護法第2条1項)とされており、特定の個人を識別できない場合には個人情報に当たりません。</p> <p>ただし、「氏名」はもともと特定の個人を識別するものとして用いられており、実際に最も特定の個人を識別しやすい情報であると考えられます。したがって、その「氏名」が扱われる環境、他の個人の「氏名」との関連、文脈によって容易に特定の個人が識別される場合が多いことに留意が必要です。</p>
3	第2条第1項	<p>「個人情報」の定義の中に出てくる「個人に関する情報」という言葉について、事実に関する情報に限らず、判断や評価を表すすべての情報、映像、音声も含む情報という広い概念であることを、ガイドラインで補足して説明しているが、これは広すぎるのではないか。個人情報の定義と同様に、照合容易性・特定可能性の両方を満たす情報のみを「個人に関する情報」とすべきではないか。</p>	<p>この点は、法第2条第1項に定める「個人情報」の定義をわかりやすく説明する趣旨で、広く「個人に関する情報」のうち、生存する個人を特定できる情報を「個人情報」とするという説明をしているものです。</p> <p>今回の改正は内容を変更したのではなく、内閣府の示した標準的なガイドラインに沿って規定をわかりやすくしたものであり、原案の通りとします。</p>
4	第2条第1項	<p>「個人情報」が生存する「個人に関する情報」であり、「個人に関する情報」が具体的になんであるか明示されたことにより、個人情報の概念がより明確にされたことを評価します。これによ</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>

		り、一部に見られる個人情報の過剰な反応にも対処できることと思われま	
5	第2条第1項	登記されている法人の役員名は、登記簿の閲覧により知ることのできる情報であり、また当該法人自身も自ら公開している場合が多い。「また書き以下」を追加することにより、中小企業に対する融資業務等、金融機関の経済活動を萎縮させる影響を懸念する。	公表されている情報であっても、法第2条第1項の要件に該当すれば、「個人情報」に該当します(Q&AⅡ-1参照)。 今回の改正は内容を変更したのではなく、内閣府の示した標準的なガイドラインに沿って規定をわかりやすくしたものです。
6	第2条第1項	個人情報の定義の中で、法人の役員の氏名に関する記述があるが、これは「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」問Ⅱ-6の内容が反映されたものと理解してよいか。	ガイドライン第2条第1項の該当部はQ&A問Ⅱ-6と同趣旨です。
7	第2条第4項	5,000を超えない個人情報を取り扱う者は個人情報取扱事業者の定義から除かれているが、それらの者へも個人情報の適正な取扱を求めるべきではないか。	法第3条の基本理念において、「個人情報」の適正な取扱いが図られなければならない」とされており、5,000を超えない個人情報を取り扱う者についても個人情報の適正な取扱いが求められています。
8	第2条第4項	他人が管理する個人情報データベースを事業に利用する者は、当該データベースを構成する特定の個人の数も5,000人に含まれるとある。この場合、当該他人が管理するデータベースを構成する全ての個人の数に基づとするのか、それとも、当該事業者が実際に利用する特定の個人の数に基づとするのか。	情報提供の契約上、当該他人が管理する個人情報データベースへのアクセス可能性があれば、その可能性をさらに絞り込んで実際に利用する場合であっても、アクセス可能な全ての個人の数に基づとする趣旨です(Q&AⅢ-3参照)。
9	第2条第6項③	要人の行動予定情報が具体例として挙げられているが、金融機関がデータとして取得、保存することは現実的にありえないと思われるので削除すべき。	金融分野の業界団体等が開催する会合に要人が出席する場合等が考えられ、また今回の改正は内閣府の示した標準的なガイドラインに沿って規定をわかりやすくしたものであ

			り、原案の通りとします。
10	第2条第6項④	「振り込め詐欺に利用された口座」に関する情報は預金保険機構のHPで公表されている公知情報であり、④の例としては不適格で削除すべきではないか。	公知情報については、存否が明らかになることで犯罪の予防などに支障が及ぶおそれがあるものにはならないとの認識に基づく意見と理解されますが、「振り込め詐欺に利用された口座」については、これまでに公告されているものが対象口座の全てということではなく、依然として存否を明らかにすべきでない場合もあると考えられることから、原案の通りとします。
11	第3条第1項	利用目的の特定の事例として「契約不成立の場合の個人情報の取扱」を事例として追加すべきと考える。解約後や契約不成立時の際に、一度提供した個人情報について、契約と個人情報は別であるとの解釈で個人情報がそのまま利用されていますが、この解釈は一般的な消費者の想定できる範囲を超えていると思われれます。	個人情報保護法は、法第27条において、本人の同意のない目的外利用等を理由に保有個人データの利用停止・消去を求める規定をおいているものの、契約不成立の場合に個人情報（保有個人データ）の利用停止を本人が求めることは、事業者が利用目的として特定していない限り認められるものではありません。 法第15条において、利用目的はできる限り特定することとされており、個人データの本人から、個人データが具体的にどのような取扱われることになるのかが一般的かつ合理的に想定できる程度に明確であることは望ましいと考えられ、貴重な御意見として承ります。
12	第4条	未成年者、成年被後見人、被補佐人及び被補助人に係る同意の形式について、本改正案において特段の規程を追加された趣旨・背景はどのようなものか。	未成年者等であって十分な判断能力を有していない者の個人情報の取り扱いについては、当該本人が判断能力を有していない以上、親権者等から同意を得ることが個人情報保護法上必要であり、本ガイドラインにおいてその旨を明確化したものです。

13	第4条	<p>未成年者等(であって十分な判断能力を有していない者)が単独で同意した結果による法律行為については、民法上取り消しうるものとして保護されているので、取引を瑕疵なく行おうとする事業者は取引について親権者等の同意を得るのであるから、個人情報の取扱い自体に親権者の「同意」は必要ないのではないか。</p>	<p>ガイドライン第4条に定める「同意」は、法第16条及び法第23条に定める個人情報の取扱いに係る「同意」に関する定めです。</p> <p>未成年者等であって十分な判断能力を有していない者の個人情報の取扱いについて、親権者等から同意を取ることは、個人情報保護法上必要とされるところであり、本ガイドラインはその旨を明確に示したものです。</p>
14	第4条	<p>第4条第1項「なお」書き以下の記載は、未成年者等が十分な判断能力を有していない場合に、親権者等から同意を得る必要があることを記載した趣旨か。</p> <p>未成年者等でも、経済的に独立している場合など、親権者等の同意がなくても法律上有効に契約できる場合があり、改正案は常に親権者や法定代理人の同意が必要であるようにも読みうるのではないか。</p>	<p>ガイドライン第4条の該当箇所は、未成年者であれば常に親権者の同意を必要とする趣旨ではなく、未成年者等であって十分な判断能力を有していない場合に、親権者等から同意を得る必要があることを記載した趣旨です。ご指摘を踏まえ修正します。</p>
15	第4条	<p>何をもって「判断のできる能力を有していない」と確定すべきなのかを御教示いただきたい。</p>	<p>個人情報保護法上「本人の同意」を行える判断能力がないと判断される基準については個人情報保護法の解釈により、最終的には個別の事案に応じて事業者が判断するものと考えられます。</p>
16	第4条	<p>本案施行前にすでに書面などで意思確認できている同意について改めて親権者等の同意を得る必要はないと理解してよいか。</p>	<p>本案施行前に意思確認できている同意について改めて同意を得る必要はありません。そもそも、この点は個人情報保護法上求められていた取扱いを明確化したもので、義務の内容は以前と変わっていません。</p>

17	第3条第3項、第4条	<p>与信事業に際して、個人情報を取得する場合においては、利用目的について本人の同意を得ることとされているが、この同意についても、本人が未成年者等であって同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合は親権者や法定代理人の同意が必要と考えられるか。</p>	<p>ガイドライン第3条第3項の同意と、法第16条、法第23条の本人の同意は同様に扱われるべきものであり、本人が未成年者等であって同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合は親権者等法定代理人の同意を得ることが必要と考えられます。</p>
18	第3条第4項、第4条	<p>与信事業に際して、個人情報を個人信用情報機関に提供する場合、その旨を利用目的に明示し、明示した利用目的について本人の同意を得ることとされているが、この同意についても、本人が未成年者等であって同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合は親権者や法定代理人の同意が必要と考えられるか。</p>	<p>ガイドライン第3条第4項の本人の同意と、法第16条、法第23条の本人の同意は同様に扱われるべきものであり、本人が未成年者等であって同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合は親権者等法定代理人の同意を得ることが必要と考えられます。</p>
19	第5条第3項①	<p>改正案第5条第3項①の「法令に基づく場合」の例示には今回追加されていないが、法務省「債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン」の4(3)に例示されている以下の場合も「法令に基づく場合」に該当するとの理解でよいか確認したい。</p> <p>ア 債務者の本人確認のための住民票の写しの交付請求の際、市町村役場の職員の求めに応じて、不当な目的で請求するものではないことを証明するため、当該債務者の個人情報を提出する場合(住民基本台帳法第12条の3)</p>	<p>ア、イ、ウ、いずれの場合も「法令に基づく場合」に該当します。</p>

		<p>イ 民事訴訟法第223条に基づく裁判所による文書提出命令に対して文書を提出する場合</p> <p>ウ 民事訴訟法第186条に基づく調査の嘱託及び同法第226条に基づく文書の送付の嘱託に応ずる場合</p>	
20	第5条第3項①	<p>本改正案で法令に基づく場合の例として弁護士法が示されたが、平成19年10月1日付「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」の問VI-7の回答では、弁護士法第23条の2に基づく請求に対しては、あらかじめ本人からの同意を得ることが望ましいとされており、今回の改正によっても、この考えに変更はないとの理解でよいか。</p>	<p>Q&A 問VI-7の回答の通り、弁護士法第23条の2の趣旨に照らし、個人データを提供することの必要性和合理性が認められる範囲内であるか判断が困難な場合、あらかじめ本人からの同意を得ることが望ましいと考えられます。今回の改正による変更はありません。</p>
21	第5条第3項①	<p>弁護士法照会(弁護士法第23条の2)等について、金融庁「金融分野における個人情報保護に関するQ&A」(問VI-7)において、原則として照会に応じることを個人情報保護法上問題がないと記載しているものの、「具体的な報告内容によっては、プライバシー権の侵害等を理由に損害賠償請求が認められるおそれがあることから、報告を行う際には予め本人からの同意を得ることが望ましいですし、仮に同意が得られない場合に報告に応じるか否かは、その照会の理由や当該個人情報の性質等に鑑み、個別の事案ごとに慎重に判断をする必要があると考えられます」と記載されている。</p> <p>ガイドライン改正案では、法令に基づく第三者提供の求めに応じないことができる場合に関して、「正当な事由」との記載があるが、「正当な事由」については、上記Q&Aの記載などを参</p>	<p>「正当な事由」か否かについては、Q&Aの記載などを参考に個別の事案ごとの慎重な判断が必要と考えられます。</p> <p>(Q&Aの記載への修正については、原案の通りとします。)</p>

		考に判断すれば良いか。(上記Q&Aの記載に改めてほしい。)	
22	第5条第3項①	<p>「なお書き」以下において、個人情報の提供の求めに対し、それに応じないことができる場合の「正当な事由」、「必要性和合理性が認められる範囲内」とはどのような意味か。</p> <p>さらに、具体的にはどのようなケースを想定しているのか、具体例を示していただきたい</p>	<p>「正当な事由」、「必要性和合理性が認められる範囲内」は個別の事案ごとに判断されるべきもので、一概にはお答えできません(問23も参照してください。)</p> <p>なお、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合としては、昭和56年4月14日最高裁判所第三小法廷判決(前科照会事件)が例として想定されます。</p>
23	第5条第3項①	<p>離婚調停等、相手方(第三者)の取引履歴等の内容を相手方(第三者)の同意なしに、弁護士会から回答を求められるケースがある。その場合には、相手方(第三者)の同意が得られていないため、守秘義務の観点からも回答していないが、改定後もこの考えでよいのか?</p> <p>回答しなかった場合、今回改定された内容を盾に取られ、弁護士会から再度回答を求めてくることも十分想定されるが、回答拒否ができるのか?</p>	<p>弁護士会照会による個人情報の提供は、ガイドライン第5条第3項①なお書きにいう「第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はある」場合にあたり、「正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合」か、事業者において、個別の事案ごとに、法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性和合理性を適切に判断することになると考えられます。</p>
24	第5条第3項①	<p>なお書きの、「当該法令」とは、弁護士法第23条の2第2項のことを指すという理解でよいのか。</p>	<p>ガイドライン第5条第3項①なお書きの「当該法令」は、「法令に基づく場合」の「法令」を指しています。</p>
25	第5条第3項①	<p>本人の同意を得ない個人情報の提供について弁護士法による弁護士会の照会に応じる場合については、国、地方公共団体等の公的機関とは異なり、また請求している弁護士が所属している弁護士会が照会の可否を決定し、その判断が適正であるかの疑問も残るので、規定する必要性は低いのではないのか。</p>	<p>弁護士法第23条の2の照会については、個人情報保護法第23条第1項第一号に該当すると解釈されており、また個人情報取扱事業者への問合せの事案も多いため、例示は適当と考えます。</p>
26	第1条第6	<p>例において使用されている「反社会的勢力」の語について</p>	<p>「反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経</p>

	項②、第5条第3項②、第8条第3項①	は、外延が不明確であるため、これを変更するか、あるいは定義を限定する必要があるのではないか。	済的利益を追求する集団又は個人のこと(企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議参照)を指しています。
27	第5条第3項②	口座開設のため来店した顧客の身なりや申込書に記入した情報等から判断して、当該顧客が反社会的勢力に該当する疑義が生じた場合、証券会社から最寄の警察等へ当該顧客が反社会的勢力に該当するか否か照会を行う場合も、「利用目的による制限の適用外」と考えてよいか。	暴力団対策法(平成3年法律第77号)の規定に基づく「不当要求情報管理機関」に対し証券会社等から情報提供を行うケースに関し、警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 暴力団対策課からの照会について、平成20年9月、内閣府国民生活局(当時)企画課個人情報保護推進室は見解を示しています。 これによると、「反社会的勢力の疑いがある情報であっても、人の証言、それを疎明する資料があるなど、証券会社等において反社会的勢力と疑うに足りる合理的な理由のあるものは、本人の同意を得ないで第三者提供が可能」とされており、ここでいう「人の証言、それを疎明する資料」が反社会的勢力と疑うに足りる合理的な理由となりえるものであれば、本人の同意なく第三者に提供できるものと考えられます(ただし、第5条第3項②は、個人情報を目的外利用しなくても、他の方法により生命、身体又は財産の保護が可能である場合にまで個人情報の目的外利用を認める趣旨ではありません)。
28	第5条第3項④	第5条第3項④の例として、「偽造や盗難による本人確認書類を使用した口座開設者、または口座転売などの実績のある預金者に関する情報を警察や他の金融機関に提供する場合」を追加してほしい。	他の金融機関への提供部分については、ガイドライン第5条第3項②の例に示される「反社会的勢力情報」の企業間共有に該当する場合があると考えられます(問26も参照)。第5条第3項④の例としての追加はいたしません。

29	第 5 条 第 3 項④	<p>本号に定められる承認統計調査及び届出統計調査はどのような法令に基づいて行うものなのか、ガイドライン上明らかにしていただきたい。</p>	<p>統計法改正に伴い、承認統計調査、届出統計調査は一般統計調査(統計法第2条)となっており、統計法第19条により総務大臣の承認を受けて行われる調査です。</p> <p>なお、本号に定める「国の機関」等が行う「法令の定める事務を遂行すること」について、必ずしも情報収集に関する手続のすべてが個別に法令に定められている必要はないとされています。</p>
30	第 8 条 第 3 項①	<p>第8条第3項①では、法第18条第1項から第3項までの規定が適用されない場合として、「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産(法人の財産を含む。)その他の権利利益を害するおそれがある場合」と記載されており、「財産」のあとに「(法人の財産を含む。)」を追記して、「第三者」に法人が含まれることが明確化している。</p> <p>しかし、第2条第6項①及び第15条①の「財産」には追記がなく、第8条第3項①等と同様の追記を行うべきではないか。</p>	<p>本条は、利用目的を本人に通知し、または公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、又は財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合は利用目的を本人に通知または公表等をしなくてもよいとの趣旨であるところ、ここでいう「第三者」に、自然人だけでなく、法人その他の団体が含まれることは明確です。</p> <p>本条の規定ぶりは、ガイドライン第2条第6項①、ガイドライン第15条①と平仄がそろっておらず、混乱を招く恐れがあるため、ガイドライン第8条第3項①のカッコ書きを削除します。</p>
31	第 8 条 第 3 項②	<p>標準的ガイドラインに示される「暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより害が及ぶ場合」を例として追加していただきたい。</p>	<p>ガイドライン第8条第3項②に該当し、貴見の通り例として追加します。</p>
32	第 8 条 第 3 項④	<p>「振り込め詐欺被害者救済法に則り、被害者に対する被害回復分配金の支払手続を行う場合」を例として追加していただきたい。</p>	<p>振込詐欺被害者救済法の支払手続においては、振込詐欺の被害者から被害回復分配金の支払申請書が提出されますが、被害者は当該申請書記載の個人情報が被害回復分配金の支</p>

			払いの目的で利用されることを承知の上申請していることは当然に自明であり、特に例示する必要はないと考えられることから、原案の通りとします。
33	第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項	第10条～第12条に追加される一文(「当該措置(監督)は、～リスクに応じたものとする」)について、本文言が追加される意義は、社内のリスクの程度や所在を踏まえ、メリハリのある対応を事業者の判断で行うことが重要であるとの理解でよいか。	この点が追加された趣旨は、個人データが漏えいした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさや、事業の性質、個人データの取扱状況等に起因するリスクを事業者が考慮し、安全管理に係る基本方針の整備、取扱規程の整備、実施体制の整備等を行うことを求めるものです(『Q&A』V-3参照)。
34	第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項	「個人データが漏えい、滅失又はき損をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさ」とあるが、漏えいしうる情報の件数、情報の種類及び機微情報の有無等を判断基準として、各社が判断すればよいことを確認したい。 具体的な情報の種類としては以下のようなものを想定している。 ① 他の第三者から見て特定の個人を識別することができない情報 ② 第三者から見て特定の個人を識別することができる情報のうち、郵便物等の配送時に使用される情報(氏名および住所等のみ) ③ 第三者から見て特定の個人を識別することができる情報のうち②以外のもの	個人データが漏えい、滅失又はき損をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさについて判断されるのは、一義的には個々の個人情報取扱事業者になります。一方、侵害の大きさに応じて講ずべき措置について、その裁量は、あくまでも法第20条が定める「個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」が取られる限りにおいて認められることに留意する必要があります(Q&A V-3参照)。ただし、ガイドライン第10条第1項に例示してある通り、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で事業者において全く加工をしていないものであれば、文書裁断せずに廃棄したり、廃品回収に出したとしても個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えています。 また、具体的な情報の種類の例の①～③が、漏えい等の場合に本人が被る権利利益の侵害に応じた分類といえるかは、実務上の取扱い環境や他の併記情報の有無にもよるので、一概にお答えすることは困難です。

35	第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項	追加された記述のうち、「事業の性質」及び「個人データの取扱状況」とは具体的にはどのようなことを指すのか。	「事業の性質及び個人データの取扱状況」とは、個人情報に接する状況(社内、社外)・人数の多少、社内での個人情報の取扱状況等、様々な要因が考えられます。
36	第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条	<p>第三者から見て特定の個人を識別することのできない「個人情報」が「個人データ」にも該当する場合の取扱いに関し、以下の点を確認したい。</p> <p>外部に漏えいした場合であっても特定個人を識別できない「個人データ」が、第三者にとっても個人識別性を有する個人データと同様の規制が課せられるとすれば著しく不合理と考える。</p> <p>① 第三者から見て特定の個人を識別することのできない個人データについても、「実務指針」に規定する措置は最低限講じなければならないのか。</p> <p>例えば、実務指針 2-4 に規定する「台帳等」を作成しなければならないのか。</p> <p>② 第三者から見て特定の個人を識別することのできない個人データの取扱いを第三者に委託する場合も、「実務指針」Ⅲ「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 12 条に定める「委託先の監督」について」に規定する措置は最低限講じなければならないのか。</p> <p>③ 第三者から見て特定の個人を識別することのできない個人データ、例えば「顧客番号＋口座残高」といったデータを</p>	<p>法第 20 条(安全管理措置)、第 21 条(従業員の監督)、第 22 条(委託先の監督)は、個人データの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置を講ずることを個人情報取扱事業者に求めています。また、漏えい等の場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさが小さいと考えられる例としては、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者が全く加工していないものが挙げられます。</p> <p>たとえ第三者から見て特定の個人を識別することができないとしても、個人データに該当する限り①、②の措置は講じなければなりません。</p> <p>③については、法第 23 条により、個人データを第三者に提供する場合あらかじめ本人の同意が求められ、ガイドラインにより当該同意を書面で取ることが努力義務として求められます。</p> <p>④については、個人情報についてはガイドライン第 22 条、個人データについては実務指針 2-6-1 に定める措置をとることが求められます。ただし、他の第三者から見て特定の個人を識別することができない情報については、本人への通知、漏えい事案等の事実関係の公表の的行わなくてよい場合があると考えられます(Q&A 問 V-5 参照)。また、機微情報の有無、二</p>

		<p>第三者提供する場合であっても、ガイドライン第13条(法第23条)に規定する個人データの第三者提供として、本人の書面による同意が必要になるのか。</p> <p>④ 第三者から見て特定の個人を識別することのできない個人情報、例えば「顧客番号+口座残高」といった情報が外部に漏えいした場合であっても、ガイドライン第22条に規定する個人情報の漏えい事案等として、同条に規定する措置(金融庁への報告等)を講じる必要があるのか。</p>	<p>次被害や類似事案の発生の可能性等を検討し、直ちに報告を行う必要性が低いと判断したものについては月に一度程度の報告が認められます(Q&A問V-10参照)。</p>
37	第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項	<p>信用調査機関から購入、または、会員となって購入する名簿が、事業者において全く加工をしていないものであり、かつ、氏名、住所・居所、電話番号のみの記載であれば、「個人の権利利益を侵害するおそれは低い」と考えられるか。</p>	<p>個人データが「個人の権利利益を侵害するおそれは低い」か否かについては、具体的なケースや場面に即して判断すべきであり、一概にお答えすることはできません。漏えい等の場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさが小さいと考えられる例としては、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者が全く加工していないものが挙げられます。</p>
38	第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項	<p>「個人データが漏えい、滅失又はき損をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事案の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする」の例を、第10条第1項のところにのみ措置を取らなくてよい例が挙げられているが、他の部分にも追加事例を希望する。</p>	<p>今般の改正は、内閣府の共通ガイドラインに示されるものの反映を中心に行っています。</p> <p>ガイドライン第11条、第12条関連の具体的事例については、今段階で特段示すべき事例がないため、例示していません。</p> <p>また認定個人情報保護団体の活動等の中で事業者の便宜になる事例が提示されることを期待します。</p>
39	第10条第2項	<p>金融機関における個人情報保護の為の安全管理措置の在り方については、権限の高い内部者による犯行に対して、実際</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

		<p>に犯行手口に充分耐え得るレベルの安全管理措置を求めるべき。</p> <p>業務監査人の個人情報保護及び情報セキュリティに関する専門知識が現状では不十分でないかと思う。監査の厳格化の為に、金融庁が金融機関における個人情報保護(特に安全管理措置)に関する監査の在り方を示す必要性があるのではないか。特に、監査人の資格、独立性(第三者)の確保、監査の基準、監査結果の金融庁への報告の必要性等を御検討願いたい。</p>	
40	第 10 条第2項	<p>漏えいしても実被害を小さくする工夫を施すことが必要があると考え。個人情報は、個人を特定する情報と、その付帯情報とに分割することができるため、それらを「分割保管」させたほうがよいのではないか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、実務指針7-1-3-1において、機微情報に該当する生体認証情報の取扱いについて、サーバー等における氏名等の個人情報との分別管理を求めています。(努力義務)</p>
41	第 10 条第2項	<p>今回の改訂案では、「リスクに応じた安全管理措置等」の要求が追加されますが、リスクアセスメントの手法の例示が必要ではないか。リスク管理の考え方において、リスクアセスメント手法が重要である。</p> <p>例えば、クレジットカード業界では、既に、「PCIDSS」という、ベースラインへの準拠が日本でもスタンダードになりつつあり、クレジットカード決済を取扱う金融機関においては、最低でも「PCIDSS」への準拠を本ガイドラインにて必須要求にすることが必要ではないか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
42	第 12 条	「第 12 条 委託先の監督(法第 22 条及び基本方針関連)」に	金融分野における個人情報保護ガイドライン第 12 条第2項

		<p>て、全ての委託先について、委託契約に安全管理措置に関する事項を盛り込むとともに、定期的に遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すことを求めているが、以下のような公共性が非常に高い事業者については、実際に安全管理措置を盛り込んだ委託契約を締結し、定期的に遵守状況を確認するなどの監督を遂行することが困難である。</p> <p>については、以下の公共性が高い事業者等については、利用の方法であり委託先には該当しないこととしていただきたい。若しくは、監督すべき委託先の対象外とすること、又はその範囲を限定したものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①送金・入金業務における、銀行等の金融機関 ②書面等の送付業務における郵便事業者 ③荷物等の配達業務における宅配事業者 ④電報の配信業務における通信電話事業者 	<p>において、「委託」とは、「委任契約、請負契約といった契約の形態・種類を問わず個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取り扱いの全部又は一部を行うよう依頼する契約の一切を含む」としているところ、この定義は法と一致した考え方となっており、公共性の高い事業者であるからといって委託先の監督の対象外となるわけではありません。</p> <p>ただし、委託先の監督について、ガイドライン第 12 条において、「事業の性質及び個人データの取扱状況などに起因するリスクに応じたものとする」としているところであり、相対的にリスクが低いと考えられる場合、リスクに応じて監督の態様が異なることが考えられます。</p>
43	第 12 条	<p>郵便局から個人データを含む書類を郵送した場合、これは郵便事業会社に個人データの取扱い委託したことになるのか。</p> <p>個人データの取扱いの委託に該当するとしても、例えば郵便事業会社が個々の利用者と個別に委託契約を締結するはずもなく、ガイドライン第 12 条に定める委託先の監督を実施することは現実的に不可能と考える。</p> <p>また、郵便局以外の手配業者等に個人データを含む書類の配送を依頼した場合は委託したことになるのか。</p> <p>この場合も、郵便局同様ガイドライン第 12 条に定める委託先</p>	<p>郵便局から個人データを含む書類を郵送した場合及び大手宅配業者に個人データを含む書類の配送を依頼した場合、郵便事業会社及び大手宅配業者に個人データの取扱いを委託したことになります。</p> <p>よって、法第 22 条により個人情報取扱事業者は委託先の監督義務が課され、金融機関にあってはガイドライン第 12 条及び実務指針Ⅲに定める措置を取ることが求められます。</p>

		の監督を実施することは現実的に不可能と考える。	
44	第 12 条第3項	個人情報取扱事業者が委託先の個人情報の安全管理について、現行の「～が必要である」との努力規定から、「～しなければならない」との必要措置になったことは個人情報の安全管理を図るために評価できます。	ご意見ありがとうございました。 なお、この点は、従来から法律上義務とされているところであり、ガイドライン上平仄をそろえたものです。
45	第 15 条	平成21年1月22日に最高裁判所小法廷は、被相続人の預金取引経過開示請求事件に関して、金融機関は預金契約に基づき預金口座の取引経過開示の義務を負うとの判決を下しました。 預金口座の取引経過、履歴は保有個人データに該当するの か。また、預金口座の取引経過、履歴の開示請求は個人情報保護法第25条の開示請求に該当するのかどうか、見解をお伺いしたい。	本判例については、共同相続人の一人が、預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座の取引経過の開示を単独で求められるかにつき判示したもので、預金契約上のいわば本来的な義務として開示を認めたものであり、個人情報保護法に関し何らかの判断を示したのではないと承知しています。 個人情報保護法の開示請求との関係では、保有個人データにあたるかが問題ですが、一般的に金融機関が有する預金口座の取引経過、取引履歴については、他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるかが問題となります。また、法第25条の「本人」とは、保有個人データで識別される個人であり、開示を求めた者と一致します。
46	第 15 条②	ガイドライン第 15 条②の例の1点目の「与信審査内容等」の等には、例えば生命保険会社における健康状態の査定内容も該当すると考えて良いか。	健康状態の査定内容もガイドライン第 15 条②例示の与信審査内容「等」に該当すると考えます。
47	第 22 条第2項	漏えい事案発生時に個人情報取扱事業者において、二次被害防止の措置、つまり漏えい先の確認、漏えい情報の回収ないし削除の要請などの措置を取るべきであることを具体的に明	ガイドライン第 22 条において、個人情報の漏えい等への対応を規定しており、同条第2項において二次被害の防止を求めています(努力義務)。

		記すべきではないか。	一方、個人の権利利益侵害のおそれのより大きい個人データの漏えい対応については、実務指針2-6-1において二次被害の防止を義務として定めているところです。(また、実務指針6-6において、金融分野における個人情報取扱事業者は、④漏えい事案等の影響・原因等に関する調査手続、⑤再発防止策・事後対策の検討に関する手続等を取扱規定に定めなければならない、2-6において、②漏えい事案等の影響・原因等に関する調査体制、③再発防止策・事後対策の検討体制を整備しなければならないともされています。)
48	第23条第1項①、④	「苦情処理」の用語を「苦情対応」に改めるべきではないか。	本規定は、政府全体における取り組みを定めた「個人情報の保護に関する基本方針」(閣議決定)を踏まえた記載としています。
49	第23条第2項①	利用停止に応じることを「利用目的」に但し書きとして明記すれば、その方が顧客にとって親切であり、個人情報保護宣言に盛り込む必要性はないのではないか。	保有個人データについて本人からの利用停止の求めに応じ利用停止することを「利用目的」に付記することも利用者保護に役立つと考えられますが、本規定は政府全体における取り組みを定めた「個人情報の保護に関する基本方針」(閣議決定)を踏まえた記載としており、原案の通りとします。
50	第23条第2項②	個人情報保護宣言において、②委託の有無、委託する事務の内容を明らかにすることについて、委託する事務が多数あるため全てを列挙することが困難な場合は、委託する事務の例示を示すことでも、委託処理の透明化に資するものと考えてよいか。(「委託先の有無の明記。委託先がある場合は委託先に対する監督と安全管理措置を確保すること。」に変更してほしい。)	本項は、個人情報保護宣言において、事業活動の特性、規模等に応じつつ進んで取り組むべき事項を記載しているところ、委託する事務が多数あるため全てを列挙することが困難な場合、委託する事務の例示を示すことも委託処理の透明化に資すると考えられます。(本規定は、政府全体における取り組みを定めた「個人情報の保護に関する基本方針」(閣議決定)を

		い。)	踏まえた記載としており、原案の通りとします。)
51	第 23 条第2項②	委託事務の内容は頻繁な変更やスポットでの利用もあり、詳細を記載することは困難であることから、「当社との取引に関する情報を含む事務処理」といった包括的な記載が認められるかを確認したい。	「当社との取引に関する情報を含む事務処理」という規定ぶりについては、必ずしも個人情報の本人にとって委託された事務の内容が明確とはいえず、例として適切とはいえないと考えられます。 問 50 も参考にしてください。
52	第 23 条第2項③	各種アンケート等への回答に際してはアンケートの集計のためだけに利用するなど、取得の場面に応じて利用目的を限定する取組みも、「本人にとって利用目的がより明確になる」とものと考えてよいか。	各種アンケート等への回答に際しアンケートの集計のためだけに利用するなど、取得の場面に応じて利用目的を限定する取組みも、本人にとって利用目的がより明確になるものと考えられます。
53	第 23 条第2項③	「利用目的」項目を選択性にすべきとの要望は皆無に等しいので、③の削除を希望する。また、第8条に明示の方法として「事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示すことも可とする」との文言を加えるべきではないか。	本規定は、政府全体における取り組みを定めた「個人情報の保護に関する基本方針」(閣議決定)を踏まえた記載としており、原案の通りとします。
54	第 23 条第2項③	従来、利用目的については、事業者が法令上営むことができる事業を幅広く定めているところ、顧客へのサービスの提供範囲を抑制的にしてしまう影響が懸念される。③は「個人情報保護宣言の記述には、・・・次に掲げる点を考慮することが望ましい」と修正すべきではないか。	本規定は、政府全体における取り組みを定めた「個人情報の保護に関する基本方針」(閣議決定)を踏まえた記載としており、原案の通りとします。
55	第 23 条第2項③	「顧客の種類ごと」とは、どのようなことを意味しているのか確認したい。	複数の事業(例えば不動産業と小売業)を営んでいる事業者にとって、当該複数の事業それぞれの顧客ごととの意味です。

56	第 23 条第2項④	個人情報の取得元またはその取得方法(取得源の種類等)が多数になる場合は、その例示を示すことでも、本人の権利利益保護に資するものと考えてよいか(「個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を例示すること」に修正してほしい)。	貴見の通り、個人情報の取得元またはその取得方法が多数になる場合は、その例示を示すことでも、本人の権利利益保護に資するものと考えられます(本規定は、政府全体おける取り組みを定めた個人情報の保護に関する基本方針(閣議決定)を踏まえた記載となっており、原案の通りとします)。
57	第 23 条第2項	ガイドライン第 23 条にいう「個人情報保護宣言」について、各生命保険会社は、様々なタイトル、形態、内容、構成等の「宣言」を公表している(「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報の取扱いについて」など)。本条で規定されている4項目についても、公表のタイトル、形態、内容、構成等は、金融機関各社の判断で対応してよいかを念のため確認したい(例えば、現在公表している「個人情報保護に関する基本方針」の関係箇所注記を追記する、ホームページにリンクをはって詳細説明に誘導する等)。	具体的な公表のタイトル等は金融機関各社の判断にゆだねられています。 なお、本人の権利利益の保護の観点から、利用者に見やすくなりやすいものが望ましいと考えられます。
58	第 23 条第2項	個人情報保護宣言に記載する具体的な記載の仕方を例示して頂きたい。	ガイドライン第 23 条第 2 項関係の問(問 49~57)を参考にしてください。 個人情報保護宣言は事業者自身が定めるものであるところ、個人情報保護宣言の雛形など、具体的な記載については、認定個人情報保護団体などがさらに具体化し示されることが期待されます。
59	第 23 条第2項	個人情報保護宣言に盛り込む事項として、 ・本人からの要請による個人情報の利用停止	ご意見ありがとうございました。

		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱の委託状況の透明化の推進 ・顧客により利用目的の限定及び本人の選択による利用目的の限定 ・個人情報の取得元又はその取得方法の明記 <p>が上げられたことは評価します。</p>	
60	その他	<p>6月30日公表経済産業省のガイドライン改定案の概要において以下の記載がありますが、金融庁のガイドラインにおいても同様と理解してよろしいですか。</p> <p>『②「事業承継」に係るルールの明確化</p> <p>事業承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、事業承継の相手会社から自社の調査(デューデリジェンス)を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるため必要な契約をすることにより、本人の同意等がなくとも個人データを提供することができる。』</p>	<p>法第23条第4項第2号により、「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」には、本人の同意を得ないで、個人データを承継先に提供できることとなっています。</p> <p>この規定は、事業承継に「伴って」提供される時点より以前の合併・事業譲渡の交渉段階について当然に適用されるわけではありません。しかし、一定の場合には、合併・事業譲渡という「利用目的の達成に必要な範囲内」に限定して、個別に本人の同意を得ることなく、個人データの全部または一部の取扱いを交渉先企業に委託できる場合があります。</p> <p>つまり、交渉当事者間の合意、交渉担当者の将来にわたる守秘義務、漏えい等が発生した場合の措置、交渉不調の場合の情報廃棄措置等の実効性のある安全管理措置等を相手会社側に遵守させることが必要と考えます。なお、相手会社側に遵守させる事項については、事業承継の対象となる企業の業種、保有している個人情報の性質等、個々のケースによって異なるものと考えます。</p>
61	その他	<p>今回のガイドライン改正に伴う実務対応について、金融機関</p>	<p>例えば、ガイドライン第 23 条に定める個人情報保護宣言の</p>

		<p>の実情に応じて合理的な範囲で、施行期日から一定期間の準備期間が認められると考えて良いか。</p>	<p>改正、体制整備に一定の手続を要する場合等、金融機関の手続・体制整備に一定の期間を要することは理解できるが、可能な限り早期に対応することが望まれます。</p>
62	その他	<p>本ガイドラインの改正を受けて、認定個人情報保護団体では個人情報保護指針を改正し、対象事業者によるその運用について周知する必要がある、事業者においては本ガイドラインの改正および個人情報保護指針の改正を受けて対応方針の検討と機関決定、各種帳票等の差し替えに期間を要することから、本ガイドラインの改正の実施までに一定の期間を設けていただきたい。</p> <p>なお、上記の一定の期間を設けず改正を実施せざるを得ない場合においては、改正実施後事業者による個人情報保護宣言の改正まで相応の期間を要する場合であっても、そのことをもって改正案第 24 条第 2 項における「遵守に努めるものとする」に違反することはないことを確認したい。</p>	<p>問 61 と同じです</p> <p>なお、認定個人情報保護団体で個人情報保護指針を改正し、対象事業者によるその運用について周知する点についても同様であり、可能な限り早期に対応することが望まれます。</p>